

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設管理課 生活環境

監査実施期日：令和7年6月3日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none">・業務委託契約において、着手届及び管理技術者等通知書の提出漏れや、提出された着手届の着手日及び履行期間の始期に記載誤りがあったので、適正に事務処理されたい。(R7・桜ノ目 水処理用活性炭再生業務, R6・六の国 灰運搬業務, 槽内清掃業務)	<p><発生原因></p> <ul style="list-style-type: none">・契約締結後の事務手続きにおける確認不足。 <p><処理内容></p> <ul style="list-style-type: none">・記載誤りのある書類については、委託業者より差替え書類取り寄せて補完した。 <p><再発防止策></p> <ul style="list-style-type: none">・契約規則及び手引きについて施設全体で熟知した上で業務にあたる。・契約書、仕様書等で内容を把握し、記載誤り等がないか確認を行う。さらにチェックシートを活用し、書類の提出漏れや適正に事務処理がされているか確認を行う。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。